

## 公的年金から市県民税が特別徴収されます

公的年金等の所得にかかる個人市県民税が、平成21年10月以降に支給される公的年金から特別徴収（天引き）されます。特別徴収によって、市役所や金融機関の窓口に出向く必要がなく、納め忘れありません。また、これまで年4回であった納期が、年金の支給回数に合わせた年6回になります。なお、この制度によって年税額が増えることはありません。

### ▼特別徴収の対象となる方

個人市県民税の納税義務者で、公的年金等を受給されている65歳以上の方（平成21年4月1日に老齢基礎年金等を受給されている方）

※ただし、次に該当される方は対象とはなりません。

- 老齢基礎年金等の年額が18万円未満の方
- 特別徴収した場合、年金の支払額がなくなる方
- 平成21年1月2日以降に転入、転出した方
- 介護保険の特別徴収対象被保険者でない方

※年度途中で市県民税額が変更となった場合には、年金からの特別徴収は中止となり、徴収済額を除いた残額のすべてが普通徴収に切り替わります。

### ▼特別徴収の対象となる年金

国民年金法に基づく老齢基礎年金などの老齢または退職を支給事由とする年金

※対象となる年金が複数ある場合は、そのうちの1つの年金が特別徴収対象の年金となります。

### ▼特別徴収の額

公的年金等の年金所得に係る個人市県民税の所得割額および均等割額

※公的年金等の年金所得以外に給与所得やその他の所得がある場合は、その所得に係る税額はこれまでと同じ徴収方法で納付をお願いしますこととなります。

### ▼特別徴収の方法と時期 収入が年金のみの方の徴収方法は下表のとおりです。

#### ▼平成21年度の徴収方法（普通徴収と特別徴収の併用）

徴収方法	個人で納付（普通徴収）		年金から天引き（特別徴収）		
	平成21年 6月	平成21年 8月	平成21年 10月	平成21年 12月	平成22年 2月
徴収月					
徴収税額	年 税 額 の				
	4分の1	4分の1	6分の1	6分の1	6分の1
例：平成21年度の年税額が60,000円の場合	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円

●年度前半は、年税額の4分の1ずつを6月・8月に、普通徴収によって個人で納めていただきます（納付書による窓口払い、口座振替など）。年度後半は、残りの額を10月・12月・2月の老齢基礎年金等の支給額から特別徴収（天引き）します。

#### ▼平成22年度以降の徴収方法（継続して特別徴収）

徴収方法	年金から天引き（特別徴収）					
	仮 徴 収			本 徴 収		
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収税額	前年10月から3月までに徴収した額の			年税額から仮徴収額を差し引いた額の		
	3分の1	3分の1	3分の1	3分の1	3分の1	3分の1
例：平成22年度の年税額が66,000円の場合	10,000円	10,000円	10,000円	12,000円	12,000円	12,000円

●4月・6月・8月においては前年の10月から翌年3月までに特別徴収（天引き）した額と同額を仮徴収し、10月・12月・2月においては年税額から仮徴収した額を差し引いた額の3分の1ずつを、老齢基礎年金等の支給額から天引きします。